



神奈川労働局発表
令和4年8月5日(金)

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室
室長 平本 賢一
監察監督官 吉田 光幸
(電話) 045(211)7354

報道関係者 各位

神奈川県最低賃金額 31円の引上げへ
ー本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申ー

神奈川地方最低賃金審議会(会長 盛 誠吾)は、神奈川労働局長(西村 斗利)から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月1日(金)に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申(別添参照)を行った。

- 時間額 1,071円 (現行 1,040円)
- 引上額 31円
- 引上率 2.98%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和4年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 最低賃金額 | 983 | 1011 | 1012 | 1040 | 1071 |
| 対前年度上昇率 | 2.82 | 2.85 | 0.1 | 2.77 | 2.98 |
| 対前年度上昇額 | 27 | 28 | 1 | 28 | 31 |